

## 東大阪市 ヤングケアラー支援の取り組み一覧

施策名・事業名	事業概要・目的	令和3～6年度の取り組み	令和7年度の取り組み
ヤングケアラー支援連絡会議	庁内関係部局のヤングケアラー対策への合意形成と情報共有、多職種連携の基盤づくり。	令和3年10月ヤングケアラー支援連絡会議・ワーキング会議・事務局会議の設置。必要に応じて随時会議を開催。	ヤングケアラー支援への取り組みの協議及び情報の共有を行う。支援連絡会議・ワーキング会議を開催。
ヤングケアラー相談窓口の設置	これまでそれぞれで関わる部署ごとに対応していたヤングケアラーとその家庭に関わる相談窓口を一本化し、丁寧なアセスメントと多職種連携で対象者を必要な支援につなげていく。	令和4年9月子ども見守り相談センター子ども相談課にヤングケアラー相談窓口を設置。ヤングケアラー名簿を作成し、見守りと対応を行っている。 子ども見守り相談センター内に支援チームを置き、アセスメント及び支援方針を検討している。	ヤングケアラー本人はもちろん、支援者支援の窓口として、学校や支援機関等へ相談窓口の周知を進め、ヤングケアラーに早期に気づき・早期対応を図る。
ヤングケアラー実態調査	ヤングケアラーに対する調査を実施し、その実態及びニーズを把握することで市の支援対策に活かす。	令和4年度において、ヤングケアラー及びその疑いのある子どもとその家庭を支援する学校や地域関係機関等支援者に対し調査を実施。令和5年度は日常生活についてのアンケートとして、市立中学校及び高等学校の生徒に調査を実施し、日々の生活や学校での様子、相談状況を把握、また子どもたちの声を拾い上げていく機会とする。同時にヤングケアラーへの気づきに役立てる。	子どもたちの悩みや心身の状況を把握し、子どもの声を拾う機会とするため、市立高等学校の生徒に日常生活アンケートを実施。

施策名・事業名	事業概要・目的	令和3～6年度の取り組み	令和7年度の取り組み
ヤングケアラー関係機関職員等研修	ヤングケアラーとその家庭に関わる可能性のある関係機関等従事者に対する研修を実施し、ヤングケアラーへの気づき及び適切な対応や支援、多職種連携につなげる。	令和4年度は3日間コースで、教育、介護、医療、保健、障害、福祉等関係機関従事者にオンライン研修を実施。令和5年度は、対象者に市民も加え、会場参集とオンライン実施とのハイブリッド方法で実施。令和6年度も2日間のコースで実施。市内関係機関のつながり強化をするため、会場参集でのグループワークを実施。	令和7年度も教育、介護、医療、保健、障害等関係機関職員を対象に、市内関係機関の横のつながりを強化するため、対面でのグループワークを含んだ研修を実施。ヤングケアラー研修を実施する関係機関等へ講師を派遣。
ヤングケアラーに関する周知・啓発	関係機関・団体や地域住民等へのヤングケアラーに関する意識の向上を図り、またヤングケアラーに関する相談窓口を周知するため、HPやSNSを利用して周知啓発を行う。	市政だよりにヤングケアラーについての特集や連載コラムを掲載。 HP、ケーブルTV、SNSを利用し、ヤングケアラー相談窓口を周知。 外部での研修実施やチラシ配布。 令和7年3月号は巻頭特集を組む。	市政だよりへの掲載。HP等を利用し、ヤングケアラー相談窓口を周知。 外部での研修実施や相談窓口のチラシ配布。
子育て世帯訪問支援事業	本来大人が担うべき家事や育児等を、代わりに担っている子どものいる家庭に対し、訪問支援員を派遣し子どもの負担を軽減する。	令和4年度11月よりヤングケアラー世帯に特化してモデル事業として実施。令和5年度はヤングケアラーにとどまらず、子育てに不安を抱えて支援を必要とする家庭に対象範囲を広げて実施。令和6年度は子育て世帯訪問支援事業として、さらに対象を拡大し実施。	

施策名・事業名	事業概要・目的	令和3～6年度の取り組み	令和7年度の取り組み
<p>学校園サポート事業</p>	<p>学校園サポート事業の一環として、スクールソーシャルワーカーを配置する。福祉の視点をもった専門家が学校の一員として、いじめや不登校、問題行動、虐待（ヤングケアラー含む）等の子どもに関わる課題について、学校で教職員と共に、ケース会議の充実、子ども・保護者への支援の充実、教職員への研修、ネットワークの構築等を図る。</p>	<p>令和4年度 15 小学校に拠点配置。 令和5年度 18 小学校に拠点配置。 令和6年度は 21 小学校に拠点配置。</p>	<p>令和7年度全中学校区 25 小学校に拠点配置。</p>